

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月施行)第8条に基づき、病原性が高い新型インフルエンザ及び危険性のある新感染症への対策に関する行動計画として「杉並区新型インフルエンザ等行動計画」を策定する。(罹患率を区民の30%と想定)

区行動計画の概要

1 計画の基本的な考え方

- 国及び東京都の新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を保つ計画とする
- 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示す

2 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

3 対策の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理を主眼とし、状況に応じた柔軟な対応できるよう設計
- 都、近隣市町村、関係機関との連携・協力の確保
- 記録の保存・作成

4 区の体制

政府・都対策本部が設置されたときは、区においても直ちに任意の区対策本部を設置し、緊急事態宣言が発令された場合は、特措法に基づく区対策本部に移行する。また、海外で発生した場合は、政府・都対策本部が設置されない場合においても危機管理対策本部の判断により区対策本部を設置することができる。

発生段階に応じた主な対策

